

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2022年3月15日
【会社名】	チッソ株式会社
【英訳名】	CHISSO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木庭 竜一
【本店の所在の場所】	大阪市北区中之島三丁目3番23号
【電話番号】	(06)6441-3251
【事務連絡者氏名】	大阪事務所長 石崎 和久
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目2番1号
【電話番号】	(03)3243-6375
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 田村 秀人
【縦覧に供する場所】	該当なし

1【提出理由】

当社に対する訴訟について、2022年3月8日に最高裁判所において上告棄却及び上告不受理の決定がなされ、解決しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

1．当該訴訟の提起があった年月日

2007年10月11日

2．当該訴訟を提起した者

(1) 訴訟を提起した者 佐藤英樹 外7名(以下、原告といたします。)

(2) 住 所 熊本県水俣市袋2917番地 外

3．当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

原告は水俣病に罹患しているとして、当社、国及び熊本県に対して慰謝料及び弁護士費用2億2,400万円を連帯して、これを支払えというものであります。

4．訴訟の解決があった年月日

2022年3月8日

5．訴訟の解決の内容

原告は水俣病に罹患しているとして、当社、国及び熊本県に対し、2007年10月11日に熊本地方裁判所へ損害賠償請求訴訟(損害賠償請求金額合計2億2,400万円)を提起しておりましたが、2014年3月31日に原告3名の請求の一部を認容する判決があり、当社はこの判決を不服として、福岡高等裁判所に控訴し、また、原告側も控訴しておりました。

2020年3月13日にこの控訴審について判決があり、第一審被告である当社、国及び熊本県の敗訴部分を取り消し、原告らの各請求、各控訴及び控訴審における拡張請求のいずれも棄却するものとなりました。

2020年3月23日に原告より、福岡高等裁判所の判決を不服として、最高裁判所に上告及び上告受理申立てが行われましたが、2022年3月8日に最高裁判所は上告を棄却し、上告受理申立てを受理しないとの決定を下したことから、これにより、本件訴訟に関する判決が確定し、解決しております。